

事 務 連 絡
平成23年3月15日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

平成23年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた社会福祉施設等への
災害復旧のための貸付について

独立行政法人福祉医療機構における災害復旧のための貸付について、別紙のとおり、融資率等の優遇措置を図ることとしたので、各地方公共団体におかれましては、管内の社会福祉法人等に対して周知を図り、活用されるようお願い申し上げます。

連絡先

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

課長補佐 徳永 光則（内線2861）

振興係長 吉元 信治（内線2866）

（代表電話）03-5253-1111

（直通番号）03-3595-2616

※融資の問い合わせにつきましては、福祉医療機構福祉貸付事業部をお願いします。

（電話番号）03-3438-9298

平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震に かかる災害復旧資金の概要（福祉貸付）

1. 対象範囲

平成 23 年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた社会福祉施設等の開設者であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた者の災害復旧に係る資金。

2. 貸付の条件

貸付金の種類	融資率	貸付利率
設置・整備資金	○通常貸付時の融資率が 70% の施設・事業 → <u>75%</u> ○通常貸付時の融資率が 75% の施設・事業 → <u>80%</u>	無利子（※1、※2） 〔通常の貸付利率 1.50% (1.20%) ~ 1.60% (1.30%)（※3）〕
経営資金		通常の貸付利率 1.30%

※1）社会福祉法人であって、保証人の免除を希望する場合は、0.05%

※2）特定有料老人ホーム、営利法人等が行う認知症高齢者グループホーム等を除く

※3）利率の（ ）は、10 年金利見直し貸付けにおける当初 10 年間の適用金利

なお、利率は平成 23 年 3 月 14 日現在（利率は金利情勢に合わせて見直しますのでお問い合わせ下さい。）

貸付条件等の詳細については、お問い合わせ下さい。

（問い合わせ先）

独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付部 福祉審査課

TEL (03) 3438-9298

FAX (03) 3438-0583

3. 既往貸付に係る返済猶予の実施

被災地の貸付先であって、本災害により被害を受けた貸付先については、当面 6 か月の返済猶予（元利金）を実施する。

（問い合わせ先）

独立行政法人福祉医療機構 管理部 管理課

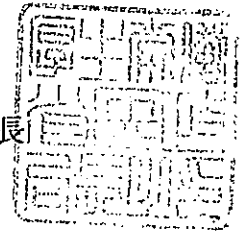
TEL (03) 3438-9939

FAX (03) 3438-9248

医政発0315第2号
平成23年3月15日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長



平成23年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について

標記については、平成23年3月12日閣議決定「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について」及び平成23年3月13日政令第18号「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」に基づき、独立行政法人福祉医療機構の災害融資に関する特別措置を行うこととしたので了知されたい。